

京都市体育館ネーミングライツ契約の審査基準

＜審査方法＞

(1) 応募資格等審査

応募書類を受理された者が募集要項の「応募条件」を満たしていることを確認するため事前審査を行い、本市がその結果を審査委員会に報告します。審査委員会は、報告された事前審査の結果に基づき審査し、応募条件を満たしていないと判断された者は、失格となります。

(2) 総合審査

ア 各委員は、(1)の応募資格等審査の結果、応募条件を満たしていると判断された応募者を対象として、以下の審査項目に基づき採点します。

審査項目			主な視点	配点	係数	合計
提案内容	通称	①	・応募施設（京都市体育館）としてのイメージや設置目的と合致しているか ・市民にとって親しみやすく、わかりやすいものとなっているか	5点	× 4	20点
	金額	②	・応募金額が最高である者を1位とし、満点である30点を付与（応募が1者のみの場合も同様） ・2位以下は、応募金額を1位の金額で除して算出した率に30点を乗じて得た点数を付与（小数点以下切捨て）	—	—	30点
	契約期間	③	・応募期間が最長である者を1位とし、満点である10点を付与（応募が1者のみの場合も同様） ・2位以下は、応募期間を1位の期間で除して算出した率に10点を乗じて得た点数を付与（小数点以下切捨て）	—	—	10点
応募者	経営の安定性	④	・応募者の経営理念 ・財務状況から見た経営の安定性、社会的信頼性 ・ネーミングライツ対価の支払能力	5点	× 4	20点
	スポーツ施策に関する社会貢献	⑤	・スポーツに対する理念や活動実績、今後の具体的な方針など（京都市関連計画を踏まえた取組やSDGsの取組など）	5点	× 2	10点
	本市の他事業、地域への貢献	⑥	・京都市の各種施策・事業や地域等への貢献実績、今後の具体的な方針など（京都市関連計画を踏まえた取組やSDGsの取組など）	5点	× 2	10点
合計				100点		

イ 各委員の採点を合算し、配点合計の6割以上の得点となった応募者の中から最も高い得点となった応募者を契約候補事業者として選定します。応募者が1者の場合でも、配点合計の6割以上の得点を取得していれば契約候補事業者として選定します。

また、全ての応募者が配点合計の6割に満たない場合は、契約候補事業者は「なし」とします。

ウ 合計得点が同点の場合は、「通称」、「金額」及び「契約期間」の合計点を比較して、高い得点となった応募者を契約候補事業者とします。

エ 記載内容に不備があるなど、契約候補事業者として適当ではないと認められる場合は、選定しない場合があります。

＜失格要件＞

- ① 審査期間中に、応募資格を喪失した場合
- ② 審査の過程で、提出書類に虚偽の内容が記載されていることが判明した場合
- ③ 総合審査において、審査項目の「通称」、「金額」、「契約期間」又は「経営の安定性」のいずれか一つが「評価できない」とされた場合

＜採点基準＞

大変、評価できる（5点）、評価できる（4点）、概ね評価できる（3点）、やや評価できる（2点）、評価できる範囲が少ない（1点）、評価できない（0点）